新日本石油株式会社	0.433
泉北天然ガス発電株式会社	0.330
ダイヤモンドパワー株式会社	0.482
日本テクノ株式会社	0.693
日本風力開発株式会社	0.000
パナソニック株式会社	0.679
丸紅株式会社	0.501
やまがたグリーンパワー株式会社	0.776

二　前号の規定により定められた係数を用いて、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合にあっては、当該二酸化炭素の排出量の実測等に基づき、前号の係数に相当する係数で当該二酸化炭素の排出の程度を示すものとして適切と認められるものとする。

三　前二号の規定により定められた係数を用いて、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合にあっては、〇・五六一とする。

○経済産業省環境省告示第十一号

特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成十八年経済産業省環境省令第三号）第二条第四項第一号及び第三号の規定に基づき、平成二十一年経済産業省環境省告示第八号（特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の規定に基づき、電気事業者ごとの特定排出者による他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数及び代替する係数を公表する件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年八月十七日

経済産業大臣　直嶋　正行
環境大臣　小沢　鋭仁

第一号の表を次のように改める。

北海道電力株式会社	0.000588
東北電力株式会社	0.000469
東京電力株式会社	0.000418
中部電力株式会社	0.000455
北陸電力株式会社	0.000550
関西電力株式会社	0.000355
中国電力株式会社	0.000674
四国電力株式会社	0.000378
九州電力株式会社	0.000374
沖縄電力株式会社	0.000946
イーレックス株式会社	0.000462
出光グリーンパワー株式会社	0.000204
エネサーブ株式会社	0.000422
荏原環境プラント株式会社	0.000562
王子製紙株式会社	0.000444
オリックス株式会社	0.000667
株式会社エネット	0.000436
株式会社Ｆ－Power	0.000352
株式会社Ｇ－Power	0.000005
サミットエナジー株式会社	0.000505
ＧＴＦグリーンパワー株式会社	0.000767
ＪＥＮホールディングス株式会社	0.000674
昭和シェル石油株式会社	0.000809
新日鐵エンジニアリング株式会社	0.000759
新日本石油株式会社	0.000433
泉北天然ガス発電株式会社	0.000330
ダイヤモンドパワー株式会社	0.000482
日本テクノ株式会社	0.000693
日本風力開発株式会社	0.000000
パナソニック株式会社	0.000679
丸紅株式会社	0.000501
やまがたグリーンパワー株式会社	0.000776

○経済産業省環境省告示第十二号

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成十八年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）第二十条の二の規定に基づき、平成二十一年経済産業省環境省告示第九号（温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の規定に基づき、電気事業者ごとの調整後排出係数を公表する件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年八月十七日

経済産業大臣　直嶋　正行
環境大臣　小沢　鋭仁